

障 第2597号
令和5年(2023年)9月5日

各指定障害福祉サービス等事業者 様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長

サービス管理責任者等実践研修受講に必要な実務経験に関する届出に
ついて (通知)

サービス管理責任者等に関する告示が令和5年6月30日に改正され、実践研修の受講に必要な実務経験の例外として、指定権者に届け出ている場合は「6か月以上」の実務経験(OJT)があればよいことになりました。

ついては、別紙のとおり届出書を定めましたので、対象となる職員がいる場合は、実践研修の受講申込み前までに届け出てください。

なお、届出書の様式については、後日、佐賀県ホームページに掲載します。

障害福祉課 指導担当
電話 0952-25-7401

佐賀県サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる
個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 { 法人所在地：
法人名称：
代表者職・氏名：

佐賀県サービス管理責任者等【実践研修】の受講にあたって必要な実務経験（OJT）について、下記の者が要件①及び②をいずれも満たしているため、届出します。

記

氏名（ふりがな）	
生 年 月 日	年 月 日
個別支援計画（原案）の作成 までの一連の業務（要件②） に従事した施設・事業所	事業所番号： 施設・事業所名：
個別支援計画（原案）の作成 までの一連の業務（要件②） を含んだOJT期間	年 月 日 ~ 年 月 日 計【 年 か月】 （実践研修開始日の前日時点（予定も含む）まで）
現在従事している業務	

※ 実践研修受講に必要な「6か月以上」の実務経験（OJT）とは、業務に従事した期間が6か月以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が90日以上であること。

《要件》

- ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
◆ 個別支援計画の作成の業務については、十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。
- 【具体的には以下のいずれかのとおり】
- a. サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
（※）利用者への面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議へ参加する等。
- b. やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画作成までの一連の業務（アセスメント、計画原案作成、支援会議への参加、利用者等への説明・計画書交付、計画の見直し等）を行う。
- c. 令和3年度末（令和4年3月末）までに、実務経験者及び基礎研修修了者となったサービス管理責任者等（経過措置対象者）であって、個別支援計画作成までの一連の業務（bに同じ）を行う。

この様式は、実践研修の受講申込みまでに佐賀県障害福祉課へ届出してください。

《留意事項》

本届出書記載内容に相違がないことを確認するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管し、県障害福祉課から求めがあった場合には、速やかに確認資料等を提出してください。

本届出書へ虚偽記載等の不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消の可能性がります。

受付印

--